

退職にかかる年金手続き

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

●退職前の手続きについて

退職をされますと、将来の年金受給に備え、年金待機者としての登録が必要になります。「退職届書」を提出していただき、共済組合へ組合員期間と給料の登録を行います。年金待機者として登録されると「年金待機者登録通知書」が公立学校共済組合から届きますので、年金支給開始年齢に到達するまで大切に保管してください。（※退職後引き続き共済組合の組合員になる場合は、待機者登録はされません。）

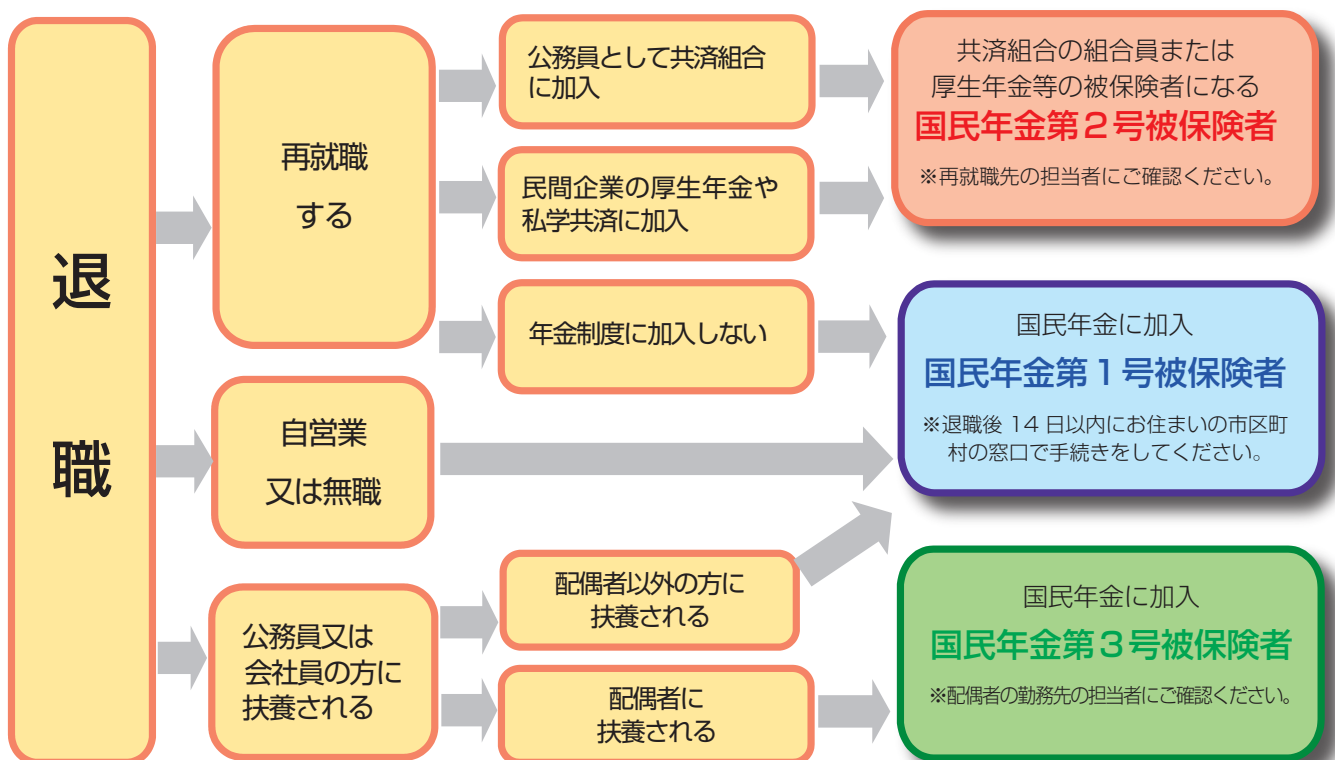
- 定年退職者** : 対象者がいる所属には、12月に「退職届書」を送付しておりますので、千葉支部へ提出してください。
- 定年前退職者** : 退職予定者の報告をいただいた所属へ12月に「退職届書」を送付しておりますので、千葉支部へ提出してください。報告が済んでいない所属は至急、年金班までご連絡ください。（※）

※市立小・中・特支は教育事務所、市町村費職員は各市町村教委経由でご報告いただきます。

●退職後の手続きについて

1. 定年前退職者

組合員が退職して組合員資格を喪失すると同時に、国民年金第2号被保険者の資格も喪失します。日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、何らかの公的年金制度への加入が義務づけられています。定年前に退職される方は、各自で、新たに年金制度への加入手続きを行っていただきます。



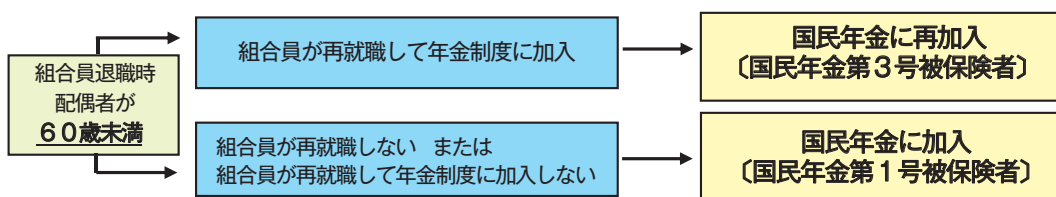
2. 定年退職者（昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれの方）

定年退職者の場合、原則として公的年金制度への加入義務はありませんので手続きは不要ですが、再就職をする場合は雇用形態によっては公的年金制度に加入することになります。

退職後の就業	年金制度の手続き
再就職をしない	手続きは不要です
再就職をする（年金制度に加入しない） 例：再任用ハーフタイム、アルバイト等	
再就職をする（年金制度に加入する） 例：再任用フルタイム、民間企業や私立学校に再就職等	厚生年金保険等に参加【国民年金第2号被保険者】 再就職先で手続き ※再任用フルタイムは引き続き公立学校共済組合に加入

●被扶養配偶者がいる場合の手続き

組合員に60歳未満の配偶者がいる場合は、組合員の退職と同時にその被扶養配偶者も国民年金第3号被保険者の資格を失いますので、年金制度加入の手続きが必要になります。なお、配偶者の年齢が60歳以上の場合は、国民年金への加入義務はありません。※任意加入（65歳まで可）をご希望の方はお住まいの市町村の窓口でご確認ください。



マイナンバー（個人番号）の収集について



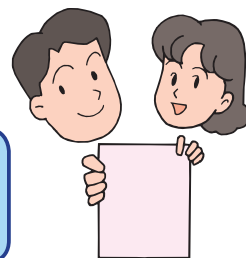
平成28年1月からのマイナンバー制度導入を受け、当共済組合では、給付等に関する事務に利用するため、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、組合員本人及び被扶養者の皆様の個人番号の収集を行っています。

そのため、平成29年1月より被扶養者認定申告書等の提出の際「個人番号記入用紙」の添付をお願いしているところですが引き続きご協力をお願いします。

詳細につきましては、平成28年12月22日付公立千第391号「個人番号の収集等について」を御確認ください。

また、当共済組合本部のホームページにもマイナンバーの利用について掲載しておりますので併せてご確認ください。

<http://www.kouritu.go.jp>
 「トップページ」－「公立学校共済組合について」－「個人情報の取り扱いについて」
 －「個人番号等の利用について」



確定申告における医療費控除の簡素化に伴う医療費通知の発行について



平成29年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申請手続きに医療費等の明細書（健康保険組合から発行される医療費通知）を添付することができるようになりました。

それに伴い、公立学校共済組合千葉支部では、希望者に対し医療費通知の発行をすることで対応させていただきます。

事務担当者が所属所で希望者を取りまとめのうえ、希望者名簿をFAXまたは郵送により提出してください。

【申請期限日：平成30年1月31日（水）】

本件についての詳細は、平成29年12月25日付け公立千第333号で所属所宛てに通知済みであり、当共済組合千葉支部 HP 内トピックスにも掲載しています。